訪問理美容サービス助成事業が始まります

町では、令和元年10月から、寝たきりなどで理容店・美容院に行くことが 困難な方を対象に、<u>訪問により自宅で理美容サービスを受ける際の費用を助成</u> します。

●利用できる方

鏡石町に住民票があり在宅で生活をしている方で、次のいずれかに該当し、 外出して理美容店へ行くことが困難な方。

- ・要介護認定で要介護3,4または5の認定を受けている方。
- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方。

●助成額

訪問理美容サービス利用の出張経費(1回につき1,000円)

●申請~利用までの流れ

①申請書の提出

鏡石町役場福祉こども課(町勤労青少年ホーム内)に備え付けの申請書 をご記入のうえ、お申込みください。

②利用決定となった方へ助成券を送付

1人あたり年に助成券4枚(1枚1,000円)を上限に交付します。 ※新規申請の場合、申請月により交付枚数が異なります。

申請月	助成券交付枚数
4月~6月	4枚
7月~9月	3枚
10月~12月	2枚
1月~3月	1枚

なお、翌年度以降も利用要件を満たす方は、

継続して町より助成券を送付いたします。



③訪問理美容実施店舗へ予約

<u>町が指定した理美容店へ直接予約の連絡</u>をしていただき、利用日時等を 調整してください。

※町で指定している理美容店でのみ助成券がご利用いただけます。 ご利用できる理美容店は助成券交付時にお知らせします。

利用に際しては、ご家族等の付き添いの方が必要となります。

④料金の支払い

料金のお支払いの際に助成券をご提出いただきます。 助成券に記載された金額を差し引いた費用を、利用料金としてお支払い いただきます。

●注意事項

- ・助成券は、本人以外は使用できません。
- ・町が指定した理美容店以外では助成券をご利用いただけません。

お問い合わせ先

鏡石町役場福祉こども課 福祉グループ 電話0248-62-2210